

第 4 次

白川村行政改革実施計画

<自立推進のための集中改革プラン>

個別事項検討シート

平成 1 8 年 3 月

白 川 村

1 . はじめに

本実施計画は、行政改革の基本的な方向性を示した「第4次 白川村行政改革大綱」を指針として策定したものであり、開けた行政執行、村民とともに進める村づくり、そして健全な行財政運営を目指して、行政改革の具体的な取り組みを定めたものです。

2 . 実施計画の期間

この実施計画は、集中改革プランと兼ねたものとしていることから、平成17年度から平成21年度までの5ヶ年としています。

3 . 実施計画の見直し

この実施計画は、毎年見直しをし、確実に予算に反映させるものとします。必要に応じて検討項目を加除します。

4 . 実施計画の進行管理

この実施計画に掲げる項目の進行管理は、白川村行政改革推進本部が行うものとします。

5 . 取り組む個別事項

(1) 自立推進のための意識改革

- ISOの取得
- 意欲的で行動力のある職員づくり
- 職員の積極的な研修会等への参加
- ボランティア精神の育成
- 独自ブランド特産品の開発
- 村民の観光客に対する親切な対応
- 行政組織の見直し

(2) 事務事業の再編・整理、廃止・統合

- 行事の簡素化及び廃止
- 手続き申請等の事務軽減
- 職員間の相互応援体制の強化
- 補助金の見直しと効果的活用
- 各種負担金の見直し
- 公益法人等の整理、統合
- 地球温暖化対策実行計画の推進

- (3) 民間委託等の推進
 - 各種業務の見直しと民間委託の推進
 - 指定管理者制度を活用した積極的な民間委託
 - 児童生徒輸送業務の見直し
 - 福祉バス運行業務の見直し
 - デイサービス事業の委託及び業務の集約
 - 一般廃棄物の収集運搬業務の民間委託
 - 村長車運転業務の民間委託
- (4) 定員管理と給与の適正化
 - 審議会委員、各種委員の役割と定数の見直し
 - 議員定数の見直し
 - 派遣出向職員の見直し
 - 昇格試験制度導入の検討
 - 職員の能力や業績の適正な評価と効果的な配置
 - ジョブローテーションの推進
 - 専門職設置の検討
 - 教育長の非常勤化
 - 定員適正化計画の見直し
 - 勧奨退職制度の見直し
 - 特別職等の報酬見直し
 - 特殊勤務手当の見直し
- (5) 公共施設等の見直し
 - 小学校統合
 - 教員住宅の見直し
 - 保育園統合
 - 診療所の統合及び医師住宅の活用
 - 個人診療所の開業促進
 - 施設の設置目的による譲渡、廃止
- (6) 第三セクターの見直し
 - 三セクの財務状況公表
 - 完全民営化
- (7) 情報公開
 - オープンな行政執行
 - ホームページや広報紙によるわかりやすい行財政情報の提供
 - 高速通信網の整備
- (8) 収益増加への取り組み
 - 口座振替の推進
 - 受益者負担の適正化
 - 個人住民税、法人税率の見直し
 - 法定外新税の検討

- 使用料、手数料の見直し
- 広告料徴収の検討
- パンフレット等の有料化
- 公有財産の貸し付け、売却
- 視察研修の有料化
- 定住対策と人口確保
- 積極的な優良企業の誘致
- 保育料の適正化
- (9) 経費節減の取り組みと効果
 - 光熱水費や通信運搬費の節約
 - 財政計画の見直し
 - 予算編成の改善
 - 単独扶助費の見直し
 - 旅費の見直し
 - 公用車の見直し
 - 公共工事のコスト削減
 - 電子入札制度の導入検討
 - マイクロバス導入と貸付規程の整備
- (10) 行政評価制度の導入
 - 行政評価制度の導入
 - 行政評価組織の結成
- (11) 地方公営企業関係
 - 公共料金の見直し
 - 独立採算制の確立
 - 事業の民間委託化
 - 職員数の適正化
 - 温泉事業の見直し
 - スキー場の見直し
 - 下水道未加入者の加入促進

個別検討シートの計画実施（改革）年度は以下の区分のとおりとします。

検 討・・・検討します。

実 施・・・検討した事項を実施します。（一部実施を含む）

継 続・・・引き続いて実施します。（一部見直しを含む）

見直し・・・全面的に見直しします。